

新潟県公安委員会規則第11号

新潟県警察組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年8月18日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県警察組織規則等の一部を改正する規則

(新潟県警察組織規則の一部改正)

第1条 新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表第1 （第39条関係）			別表第1 （第39条関係）		
課 名	名 称	分 掌 事 務	課 名	名 称	分 掌 事 務
(略)			(略)		
生活安全 企画課	(略)	第12条第7号から第14号まで、第16号、 <u>第18号</u> 及び <u>第20号</u> に掲げる事務	生活安全 企画課	(略)	第12条第7号から第14号まで、第16号及び <u>第18号</u> に掲げる事務
(略)			(略)		

(新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

(太枠部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
別表 （第2条関係）		別表 （第2条関係）	
種別	本部長が専決できる事務	種別	本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係	(略)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係	(略)
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律関係	(1) 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号。以下「金属盗対策法」という。)第3条第1項の規定による営業開始の届出の受理 (2) 金属盗対策法第3条第2項の規定による営業廃止又は変更の届出の受理 (3) 金属盗対策法第4条の規定による届出番号等の通知 (4) 金属盗対策法第11条の規定による特定金属くず買受業を営む者に対する必要な措置の指示 (5) 金属盗対策法第13条第1項の規定による報告若しくは資		

	料の提出の要求又は立入検査 の指示 (6) 金属盗対策法第13条第2項 の規定による証票の作成 (7) 金属盗対策法第14条の規定 による情報の提供		
(略)		(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。